

干貴神を克する時は軍使ふべからず、地方居其上の將將寇を克する時は、賊寨を守て動かす將地方を刑すれば、賊移動すると知べし、此餘種々吉凶の判斷あり、凡この遊都會都のを精ふする時は、六韜の文を誦ずして賊寇を擒にすと見えたり、此遊都といふは甲己の日、乙庚の日、丙申少、日に遊都日辰に在れば、賊立處に至るといへり、或は遊都辰に臨めば、寇右擧る處は武備志引ところの軍帳賦兵帳鈎玄等に載する處を拔書して、以て占法の大略をえらすのみ、且占法の事に付ては、種々いはまほしき事もあれども、元是門生のために其大概を示さんとて、かりそめに著したるなれば、四課三傳の法を略説するまでにて、占法の委曲は武備志に譲りてのせず、勿論三傳を得て後の吉凶判斷に至ては、別に口傳にも不及、只生克旺相を以て考るとき、自ら分明にして何の難事かこれあらん、人宜く三隅を反ふして可なり、

〔日本書紀二十〕十年十月、百濟僧觀勒來之、仍貢略。遁甲、方術之書也、是時選書生三四人、以俾學習於觀勒矣、中大友村主高聰、學天文遁甲、山背臣、日並立學方術、皆學以成業、

〔日本書紀二十八〕天淳中淳中此云農難原瀛真人天皇、天命開別天皇同母弟也、幼曰大海人皇子、生而有岐嶷之姿、及壯雄拔神武、能天文遁甲、

〔武備志 一百七十七〕釋義第一

遁甲者何、天干凡十、甲爲之首、統領諸干、至尊至貴、其所畏者、獨庚金耳、故須遁匿其甲、勿使受尅於庚、然乙爲中妹、可以配之、使其情有所牽、丙丁爲甲男女、可以制之、使其勢不得肆、故以乙丙丁爲三奇、又十干中、戊己庚辛壬癸乙丙丁、皆專制用事、而甲無專位、與六干同處、甲子同六戊、甲戌同六己、甲申同六庚、甲午同六辛、甲辰同六壬、甲寅同六癸、又以六十花甲子、布於九宮、起宮爲甲子、遁一位爲甲戌、又遁一位爲甲申之類、皆有遁甲之義、獨餘乙丙丁無與同者、亦三奇之義也、八門者、休、生、傷、杜、景、死、驚、開也、九星者、天蓬、天芮、天衝、天輔、天禽宮密坤、天心、天柱、天任、天英也、九星八門在地盤原有